

令和元年 7 月 3 1 日
 四国電力株式会社

固定価格買取制度に基づく風力発電設備の指定電気事業者への指定について

当社は、本日、風力発電設備の電力系統への接続に関して、経済産業大臣より、指定電気事業者^{※1}に指定されましたので、お知らせいたします。

当社および淡路島南部における風力発電設備の接続済および接続契約申込み^{※2}済の合計（以下、「申込み量」）は、本年 6 月末時点で 39 万 kW であり、30 日等出力制御枠^{※3} 71 万 kW を下回っておりますが、接続検討申込み^{※4}の状況を考慮すると、今後、接続量が 30 日等出力制御枠を超過する可能性があることから、風力発電設備の指定電気事業者の指定を受けたものです。

現在、申込み量は 58 万 kW（本日時点の速報値）となっており、今後、71 万 kW を超えた場合、風力発電の接続契約申込みを希望される事業者さまは、無制限・無補償での出力制御に同意いただくことが前提となります。

また、固定価格買取制度の特例として出力制御の対象外としていた出力 20 kW 未満の風力発電について、当社が指定電気事業者に指定された本日以降、接続契約申込みを希望される場合は、20 kW 以上の風力発電と同様、出力制御の対象となります。

当社といたしましては、引き続き、電力の安定供給を大前提に、再生可能エネルギーを最大限活用できるよう努めてまいります。

- ※1 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下、「再エネ特措法」）」に基づき、30 日等出力制御枠を超える再エネ設備の電力系統への接続が見込まれる電気事業者に対して、経済産業大臣が指定するもの。当社は、太陽光発電設備について、平成 26 年 12 月 22 日に指定された。
- ※2 当社の技術検討結果も踏まえ、実際に発電設備を電力系統へ接続することを希望する事業者からの申込み。
- ※3 再エネ特措法で認められている風力では年間 720 時間の出力制御の上限内で電力系統への接続が可能な量。
- ※4 発電設備設置の計画段階における事業者から当社への技術検討（希望地点の送電線等の容量や必要な工事の要否・費用など）に関する申込み。本年 6 月末時点で 195 万 kW。

【当社における風力発電設備の出力制御の取扱い】

接続契約申込 受付日 設備容量	令和元年 7 月 30 日まで	令和元年 7 月 31 日以降 [指定電気事業者指定後]	
		申込み量が 30 日等出力制御 枠到達まで	申込み量が 30 日等出力制御 枠到達後
20kW 未満	当面出力制御なし	出力制御あり (年間 720 時間まで無補償)	出力制御あり (無制限・無補償)
20kW 以上	出力制御あり (年間 720 時間まで無補償)		

風力発電設備に係る申込状況

